

法人会だより

第165号

令和5年6月10日

礎

公益社団法人
札幌北法人会
札幌市北区北24条西4丁目
(第26桂和ビル5階)
電話 709-8802番
FAX 709-8830番



加藤会長と新任理事（出席者）の皆さん

札幌北法人会
令和5年度
通常総会開催

新体制が発足！
「4期目に向け
新たな思いを胸に」

本号の内容

- 会長からのメッセージ 2
- 令和5年度 通常総会 開催 3
- 青年部会 通常総会及び懇親会開催 4
- 四支部 通常総会 4
- 女性部会 通常総会、講演会及び懇親会開催 5
- ファイターズ 観戦チケットプレゼント 5
- 令和5年度 年間行事計画 6
- 令和5年度 研修会・講演会計画 7
- 新会員税務研修会・懇親会を開催 8
- 第17回 女性フォーラム愛媛大会 8
- 中小企業向け賃上げ促進税制の活用状況と注意点 9
- 札幌北税務署からのお知らせ
インボイス制度に関する改正について 10～13
- 雑談・雑学の庭 藤木順平 パズル・四字熟語 (株)ニコリ 14
- 卵の賞味期限は「生で食べられる期限」 井出留美 15
- 法人会 広報ポスター「税に強い経営者が次世代を支える！」 16

会長からのメッセージ

～新体制でこころ新たに事業展開を！
会員交流事業への積極的な参加を！



《新体制でこころ新たに事業展開》

令和5年5月29日、令和5年度 通常総会が開催されて新体制が発足し、私は札幌北法人会の会長として4期目を迎えることになりました。会員の皆様には、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

今回の通常総会で退任された役員の皆様には、長きにわたり法人会活動に対しまして、ご理解とご尽力を賜りましたことに心から感謝申し上げますとともに、今後もお力添えをよろしくお願ひいたします。

また、今回新たに理事になられた皆様の多くは、青年部会で活躍された方や現役で会活動に積極的に取り組んでおられる方など、これからの札幌北法人会をけん引していただける若さとやる気に満ちたメンバーに加わっていただきました。

会長として、こころ新たに法人会の活性化と会員の皆様に「法人会に入って良かった」と思われるような事業を展開してまいる所存でありますので、引き続き、皆様の温かいご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

さて、令和4年度におきましては、コロナ禍の行動規制やロシアによるウクライナ侵攻に起因する諸物価の高騰等によりまして、経済状況・経営環境は大変厳しい状況が続き、休業・廃業等の退会者も多い中ではありましたが、当会では、理事をはじめ、会員、福利厚生協力3社の皆様のご協力により、札幌北法人会以外の他法人会への入会紹介も含め179社の新規入会があり、会員数は「純増」という素晴らしい成果を挙げていただきましたことに、大変嬉しく思うとともに、皆様のご努力に心から感謝申し上げます。

令和5年度におきましても、組織力と組織基盤をより確固なものとするため、会員増強運動を管内法人・管外法人を問わず1年を通して取り組むこととしておりますので、引き続き、皆様のお力添えをお願ひする次第であります。

会員の皆様には、名刺交換等の際に「法人会に入会されていますか。」と一言声掛けをして、今後札幌北法人会管内はもとより、全道・全国の得意先・取引企業に対しまして法人会への入会勧奨をよろしくお願ひ申し上げます。

《会員交流事業への参加》

新型コロナウイルス感染症は、3年数か月にわたり、罹患者数は増減を繰り返しながら企業の事業活動や日常生活にも多大な影響を及ぼしてまいりましたが、5月8日に感染症法上の位置付けがこれまでの「2類」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更されました。今後、社会・経済活動は、正常化に向け速いテンポで歩みを進めていくものと思います。

当会におきましても、今まで以上に充実した会員交流事業を積極的に展開していきたいと考えており、①会員親睦ゴルフ大会(6月27日及び9月14日)、②会員交流パークゴルフ(9月2日)、③全道大会「札幌大会」(9月8日)及び全道大会親睦ゴルフ大会(9月7日)、④全国大会「群馬大会」(10月18日)及び全国大会研修旅行(10月17日～19日)などを企画しておりますので、会員の皆様には、各種行事に奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

特に、全道大会「札幌大会」は、札幌五法人会の共同開催になりますが、札幌北法人会は、基幹会として事務局と懇談会部会を担当しておりますので、皆様には大会への参加と大会運営へのお力添えを切にお願ひ申し上げます。

本年度も「楽しくなければ法人会じゃない！」をモットーに、「法人会に入会して良かった。」と思っただけのような会運営を行っていきたくて考えておりますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

令和5年度 通常総会 開催

事業報告・決算報告・役員を選任・定款変更を承認

令和5年度の通常総会が5月29日(月)にニューオータニイン札幌で開催され、佐藤札幌北税務署長をはじめ、ご来賓を含め225名が出席した。

総会冒頭、会長のあいさつに続き議事に入り、第一号議案「令和4年度事業報告並びに決算報告承認に関する件」では、各種事業の実施結果及び決算内容の説明があり、中川監事から決算が適正であるとする監査結果が報告され、原案通り承認された。

続いて第二号議案「任期満了に伴う役員を選任に関する件」では、横沢役員選考委員長が選考経過等を説明し、役員選考委員会及び各支部から選任された130名の理事候補者と3名の監事候補者について、原案通り承認された。

第三号議案「定款変更(総会資料の電子提供制度)に関する件」においては、出席者数と委任状を合わせて、正会員の3分の2以上の賛成をもって特別決議を提議し、原案通り承認された。

次に代表理事(会長)、副会長等の選任は、定款第19条2項等により理事会の権限とされていることから総会を一時中断して臨時理事会をホテル内チャペル「ポラリス」にて厳かな雰囲気の中で開催し、代表理事に加藤欽也氏を再選するなど、新体制が確定した。

総会再開後、臨時理事会の報告が行われ、全会一致で承認された。続いて、今回の総会をもってご勇退される永年勤続退任役員の方々に感謝状と記念品の贈呈が行われた。なお、橋本・金野常任理事、森田監事には、後日、感謝状と記念品をお届けする予定です。

そして、佐藤札幌北税務署長からごあいさつを賜り、盛会裏に総会を終了した。

通常総会後の懇親会は、ご来賓15名がご臨席のもと、加藤会長、米重北海道税理士会札幌北支部長のあいさつに続き、札幌北税務署西坂副署長の祝杯で開宴された。

3年数か月ぶりにアクリル板のない懇親会の開催に、大いに盛り上がり、笑顔が絶えない楽しいひと時を満喫し、名残尽きない中、藤井大同生命保険(株)北海道支社長による一本締めにつき、当会を代表して及川副会長の軽快なトークと心を込めた温かいお礼の言葉をもってお開きとなった。



加藤会長あいさつ



佐藤康幸札幌北税務署長あいさつ



臨時理事会



臨時理事会



永年勤続退任役員の皆様
左から加藤会長、藤田・大石・浜谷副会長



永年勤続退任役員の皆様
左から加藤会長、高田・井上・小野木常任理事、中川監事



藤井信寿大同生命保険株式会社
北海道支社長 中締め



会員交流担当及川副会長お礼あいさつ

※「令和4年度事業報告並びに決算報告」、「令和5年度事業計画並びに予算」、「役員名簿」については当会ホームページ<http://www.sapporo-kita.or.jp>の「情報公開」に掲載予定

青年部会 通常総会及び懇親会開催 新部会長 伊藤 龍平 氏

青年部会の令和5年度通常総会が、5月15日(月)にニューオータニイン札幌で開催された。冒頭、原部会長のあいさつに続き議事に入り、小関副部会長が議案説明を行い、各議案が審議された。第一号議案「令和4年度事業報告及び収支決算承認の件」は、一連の事業活動と決算内容等の説明の後、小田切監事から決算が適正であるとする監査報告を経て承認された。続いて、第二号議案「令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件」、第三号議案「任期満了に伴う役員の選任に関する件」が審議され、原案どおり承認された。

総会後の懇親会では、伊藤新部会長のあいさつに続き、加藤会長から熱い思いを込めたスピーチをいただき、小野木女性部会長の温かみのある優しいご発声で祝杯を挙げた。

その後、伊藤部会長から卒業される部会員の皆様へ記念品の贈呈、新部会員の紹介が行われ、ステージ上では終始登壇者のエネルギー溢るスピーチに拍手が送られた。

エンディングは、今回の総会により退任された原前部会長に感謝の気持ちを込めたサプライズで記念品が贈呈され、中締めは青年部会担当 及川副会長の絶妙なトークと一本締めにて、盛会のうちにお開きとなった。



原部会長あいさつ



通常総会



伊藤新部会長懇親会あいさつ



加藤会長スピーチ



小野木女性部会長祝杯



新部会員紹介



記念品の贈呈



及川副会長中締め

四支部 通常総会・研修会・懇親会を開催

今年度の通常総会、税務研修会及び懇親会が次のとおり開催され、各議案が承認された。

- ・石狩支部 (半澤支部長) 令和5年5月22日(月)
- ・当別支部 (宮永支部長) 令和5年5月16日(火)
- ・新篠津支部 (高井支部長) 令和5年5月23日(火)
- ・石狩北支部 (藤田支部長) 令和5年5月18日(木) ~新支部長に岸本教範氏が就任

女性部会 通常総会、講演会及び懇親会開催 新部会長は 犬嶋 由香里 氏

女性部会の令和5年度通常総会が、5月17日(水)に札幌サンプラザで開催された。

冒頭、小野木部会長のあいさつに続き議事に入り、第一号議案「令和4年度事業報告及び収支決算承認の件」は、小島幹事の提案説明後、石橋監事から決算が適正であるとする監査報告を経て承認された。続いて、第二号議案「令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件」は相田幹事から、第三号議案「任期満了に伴う役員を選任に関する件」は犬嶋副部会長からそれぞれ提案説明がなされ、原案どおり承認された。

そして、西坂札幌北税務署副署長からご来賓あいさつを賜り、通常総会を終了した。

通常総会后恒例の講演会には、アフラック生命保険(株)札幌総合支社 支社次長 佐伯和央氏を講師に迎え、「健康経営と企業価値の向上」をテーマに講話をいただいた。

マドンナが集う懇親会は、会場を札幌サンプラザ「アヴァンクール」に移し、犬嶋新部会長のあいさつ、加藤会長のスピーチに続き、伊藤青年部会長の祝杯で開宴した。華やかで和やかな雰囲気の中、満面の笑みで楽しい時間が過ぎ、エンディングでは、今回の総会で退任された小野木前部会長に花束が贈呈され、女性部会担当 及川副会長の中締めでお開きとなった。



小野木部会長あいさつ



西坂副署長あいさつ



講演会講師 佐伯和央氏



犬嶋新部会長懇親会あいさつ



加藤会長スピーチ



伊藤青年部会長祝杯



花束贈呈



楽しいひと時 みんな笑顔で



及川副会長中締め

ファイターズ観戦チケット プレゼント!!

第3回目の募集は全23試合です。
奮ってご応募ください。(詳しくは同封チラシ参照)

第2回抽選(5月17日)



横沢副会長が抽選!

令和5年度 年間行事計画

月別	広報・会員交流・税制 社会貢献・その他	全法連・道法連等	総会・役員会・委員会	青年部会	女性部会
4	「申告書シール」発送 「ほうじん春号」発送 税制アンケートの実施 日ハム観戦チケット募集		会計監査（4/13） 正副会長会議（4/26） 理事会（4/26）		全国女性フォーラム 愛媛大会（4/13）
5	税制改正提言のとりまとめ	道法連理事会（5/10）	地方支部各総会（月中） 正副会長会議（5/29） 本部通常総会（5/29）	青年部会総会（5/15） 租税教室開催	女性部会総会（5/17）
6	会員親睦ゴルフ（6/27） 「礎」第165号発行 日ハム観戦チケット募集	全法連理事会（5/26） 道法連総会（6/14） 全法連総会（6/19）	正副会長会議	租税教室開催 北海道青年の集い室蘭大会 （6/23）	絵はがきコンクール応募勸奨
7	「ほうじん夏号」発送			租税教室開催 会員交流ゴルフ（7/26） 会員交流懇親会（7/26）	
8	「法人会だより」発行	道法連理事会	正副会長会議 理事会兼厚生制度 連絡協議会（下旬）		企業訪問研修
9	会員増強運動特別月間 「礎」第166号発行 北区少年少女スポーツ大会 会員交流パークゴルフ（9/22） 会員親睦ゴルフ（9/14）	札幌大会親睦ゴルフ大会 札幌国際CC（9/7） 全道大会（札幌大会） （9/8） 全法連理事会（9/19）	会員増強特別委員会 （中旬）	札幌五法人会 青年部会ゴルフ（9/28）	絵はがき審査会（9月上旬） 札幌五法人会連絡協議会の 絵はがき分科会（中旬） 道女連協第一回部会長会議 ～絵はがき分科会と同日開催
10	会員増強特別月間	全国大会群馬大会・研修 旅行（10/18）			女性部会全道大会 （とかち大会）（10/6） 絵はがき（チ・カ・ホ）作品展、 表彰式等（10/22）
11	会員増強特別月間 年末調整説明会（11/16・21） 税制改正要望 「ほうじん秋号」発送 歩行者用砂箱設置		正副会長会議 会員増強特別委員会 （下旬）	全国青年の集い山形大会 健康経営等プレゼン （11/9） 大会式典・講演会（11/10）	札幌北税務署長講演会 絵はがき表彰・作品展 （応募各小学校等で開催） （中旬～下旬）
12	会員増強特別月間	道法連理事会	正副会長会議	クリスマス家族会（12/9）	
1	「ほうじん新春号」発送 新年賀詞交歓会	全法連新年賀詞交歓会	各事業委員会 正副会長会議 予算理事会	新年交礼会	
2	「礎」第167号発行 日ハム観戦チケット募集		正副会長会議	札幌五法人会青年部会 親睦ボウリング大会	新年交礼会・講演会
3		札幌五法人会連絡協議会 の研修分科会及び総会 全法連理事会（3/19）	支部担当者会議	税務研修会（下旬）	

令和5年度 研修会・講演会計画

開催年月日	行事名	対象	会場	講師等
5. 4. 13 (木)	全国女性フォーラム愛媛大会 「旬会ライブ」及び「講評」	女性部会員	アイテムえひめ	俳人 夏井 いつき 氏
5. 5. 16 (火)	当別支部税務研修会	支部会員・一般	田西会館	札幌北税務署 担当官
5. 5. 17 (水)	女性部会通常総会講演会	女性部会員・一般	札幌サンプラザ	
5. 5. 18 (木)	石狩北支部税務研修会	支部会員・一般	石狩北商工会	札幌北税務署 担当官
5. 5. 22 (月)	石狩支部税務研修会	支部会員・一般	石狩商工会館	札幌北税務署 担当官
5. 5. 23 (火)	新篠津支部税務研修会	支部会員・一般	ろばた食堂	札幌北税務署 担当官
5. 6. 21 (水)	新設法人税務研修会	新設法人	札幌サンプラザ	札幌北税務署 担当官
5. 7. 12 (水)	札幌五法人会合同セミナー 「働き方改革から考える『問題社員』対策」	会員・一般	北海道経済センター	孚事務所(株) 飯田 吉宏 氏
5. . ()	女性部会企業訪問研修	部会員等		
5. 8. 7 (月)	札幌五法人会合同セミナー 「経理業務のよくある疑問'インボイス・電子帳簿保存法等」	会員・一般	北海道経済センター	(有)マスイージェント 林 忠史 氏
5. 9. 25 (月)	札幌五法人会合同セミナー 「資金繰り表とキャッシュフロー計算書の活用方法」	会員・一般	北海道経済センター	財務リスク研究所(株) 横山 悟一 氏
5. 10. 18 (水)	全国大会「群馬大会」 講演会・研修旅行	会員	高崎芸術劇場 ホテルメトロポリタン高崎	日本通信(株) 福田 尚久 氏
5. 10. 24 (火)	新設法人税務研修会	新設法人	札幌サンプラザ	札幌北税務署 担当官
5. 10. 27 (金)	札幌五法人会合同セミナー 「一番化戦略式アイデアの見つけ方」	会員・一般	北海道経済センター	一番化戦略研究所(株) 高田 稔 氏
5. 11. ()	札幌北税務署長の講演会	税務関係民間団体・一般 女性部会4団体共催	札幌サンプラザ	札幌北税務署長
5. 11. 16 (木)	年末調整説明会 午前・午後2回開催	会員・一般	札幌サンプラザ	税務署担当官 札幌市担当官
5. 11. 21 (火)	年末調整説明会 午前・午後2回開催	会員・一般	札幌サンプラザ	税務署担当官 札幌市担当官
5. 11. ()	当別支部・税務研修会	当別支部 会員・一般		札幌北税務署 担当官
6. 1. 16 (火)	札幌五法人会合同セミナー 「税務調査を通して経営者の皆様に伝えたいこと」	会員・一般	北海道経済センター	税理士 中村 秀明 氏
6. 2. 15 (木)	札幌五法人会合同セミナー 「社会保険・労働保険の実務とポイント」	会員・一般	北海道経済センター	社会保険労務士 園部 喜美春 氏
6. 2. 21 (水)	新設法人税務研修会	新設法人	札幌サンプラザ	札幌北税務署 担当官
6. 2. 27 (火)	新会員税務研修会	会員	札幌サンプラザ	札幌北税務署 担当官
6. 3. 6 (水)	申告書作成実務研修会	会員・一般	札幌サンプラザ	札幌北税務署 担当官
6. 3. 12 (火)	札幌五法人会合同セミナー 「新人・若手社員向けビジネスマナー」	会員・一般	北海道経済センター	ビジネスコミュニケーションbizコム 崎野 希美子 氏
6. 3. ()	青年部会 税務研修会	会員・一般	札幌サンプラザ	札幌北税務署 担当官

新会員税務研修会・懇親会を開催

コロナ禍で中止となっていた「新会員税務研修会」が、3月1日(水)に札幌サンプラザで三年振りに開催された。同研修会には、令和3年1月から令和4年12月までに新規に入会された約350社の中から27名の出席があった。

税務研修会では、札幌北税務署担当官から「自主点検チェックシート」の活用についての説明があった。加藤会長からは、あいさつの後、法人会の存在意義と今後の公益社団法人としての取組みについて講話があり、法人会の各種事業・行事に参加して「楽しくなければ法人会じゃない！」を実感してもらいたいとのエールが送られた。

税務研修会後に開催された懇親会「新会員交流2023」には、研修会出席者、新会員の紹介者と法人会役員など70名が参加し、和やかな雰囲気の中、紹介者による新会員紹介、新会員からは自己紹介と自社PR、名刺交換などが行われた。

参加者からは、「久しぶりに法人会らしい楽しい懇親会だった」との貴重な意見が寄せられた。



税務研修会



加藤会長から熱いエール



鈴木副会長懇親会あいさつ



新会員紹介



新会員自己紹介



会員交流担当 及川副会長 中締め

第17回 法人会全国女性フォーラム愛媛大会に出席

女性フォーラム愛媛大会は、4月13日(木)に、アイテムえひめを会場に全国の女性経営者等約1,900名が参加して開催された。

記念講演では俳人夏井いつき氏による「句会ライブ」が行われ、参加者全員が楽しみながら俳句を詠んだ。その後、優秀作品10点が披露され、夏井先生からは軽快なテンポで分かりやすい解説と更なるレベルアップに向けたアドバイスをいただき、会場は大変な盛り上がりとなった。

札幌北法人会からは小野木女性部会長をはじめ10名が参加し、全国の仲間と交流を図るとともに、研修旅行では、大会開催地近隣の名所を慌ただしく駆け巡り、新鮮な鯛尽くしの料理に舌つづみを打った。



鯛料理を堪能



アイテムえひめ(大会会場)



句会ライブで渾身の一句を詠む



「大塚国際美術館」にて



「松山城」にて



「しまなみ海道」にて

中小企業向け賃上げ促進税制の活用状況と注意点



～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志

リサ 最近「賃上げ」の言葉をよく聞きます。賃上げをすると、法人税額の特別控除が受けられますね。この制度は現状どの程度の法人が活用しているのでしょうか？

サキ先生 ご存じのように、いわゆる賃上げ促進税制は租税特別措置法で措置されている制度です。このような租税特別措置の適用状況については、財務省から毎年「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」として国会に提出されています。令和5年2月に提出された令和3年度の報告によると、中小企業向け賃上げ促進税制は13万1361法人(単体法人)が適用し、適用総額は1435億円です。その2年前の令和元年度では、適用は11万8355法人で、適用総額は1124億円となっています。

リサ 単純に比較すると、1法人当たりの適用額は令和3年度では109万2000円、令和元年度は95万円となりますので、適用法人、適用額ともに増加しているようですね。賃上げした場合には、この制度が適用できるかどうか、きちんとチェックした方がよいですね。

ところで、この制度は例年のように改正されていると思いますが、適用に当たり何か注意すべき点がありますか？

サキ先生 令和4年度改正については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の法人が適用になりますので、例えば令和5年3月決算の法人は注意が必要です。

中小企業向け賃上げ促進税制の主な改正点は、1点目に控除率の上乗せ要件の簡素化と控除率の引き上げ、2点目に上乗せ要件の教育訓練費に係る明細は添付義務から保存義務に変更、3点目は上乗せ要件の経営力向上計画に関する要件が廃止されたことが挙げられます。

リサ 控除率の上乗せ要件の簡素化と控除率の引き上げについて詳しく教えてください。

サキ先生 改正前は、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加していて、かつ、教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加しているか、経営力向上計画の要件を満たしている場合には、控除率は10%が上乗せとなりました。これが改正され、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加している場合には15%が上乗せされ、これとは別に、教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加している場合には10%が上乗せされます。つまり、この両方の要件を満たした場合には、原則的な控除率の15%に25%が上乗せされますので、控除率は最高で40%になります。ただし、控除額は法人税額の20%が限度です。

リサ 制度が簡素になったのは助かりますね。

サキ先生 それと、通常要件では、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加している必要がありますが、仮にこれが1.5%未満であっても、いわゆる大企業向け賃上げ促進税制の通常要件である継続雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて3%以上増加している場合があるかもしれません。この場合には、大企業向け賃上げ促進税制が適用可能です。

リサ 賃上げした場合には、どちらの制度が適用できるのか慎重に検討する必要がありそうですね。

筆者紹介

野川悟志(のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著『令和4年版 税制改正経過一覧ハンドブック』(共著、大蔵財務協会)、『税務調査に活かす 図解トレーニング』(大蔵財務協会)など。

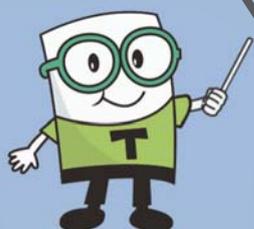
札幌北税務署からのお知らせ

消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

4つのポイント

ポイント
1

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2割に軽減

詳しくは、P2

ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、P3

ポイント
3

すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、P3

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、P4

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント
1

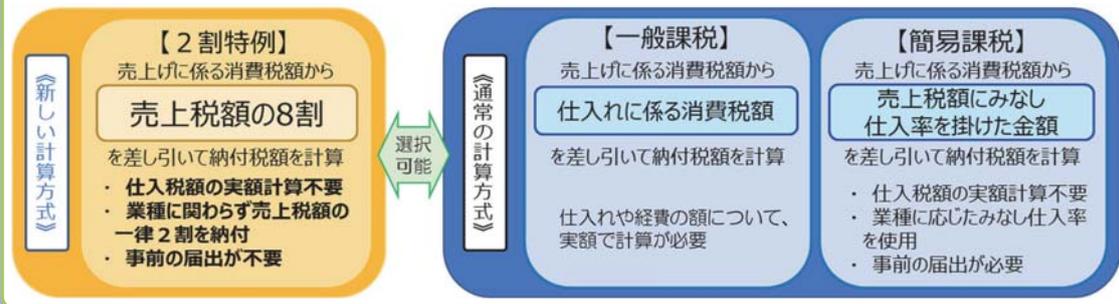
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- ➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても**2割特例を適用可能**適用にあたっては**事前の届出は不要**であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間^(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満**かどうかで判定します。そのため**一商品ごとの金額**で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント
4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合**は、制度開始日である**令和5年10月1日から登録を受けることが可能です**。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

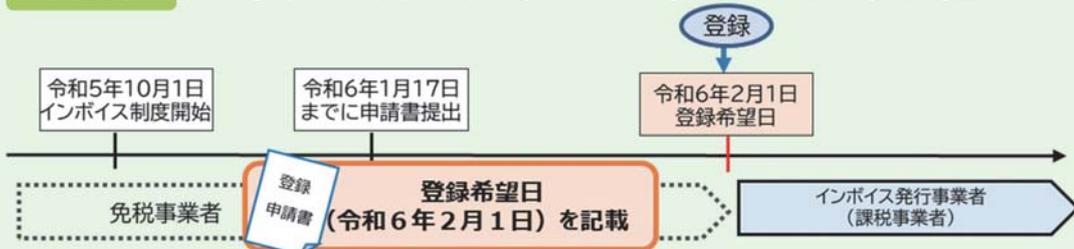
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、**申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております**。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



国 税 庁 【法人番号】7000012050002

雑談・雑学の庭

AIに危機を感じる時代はすぐ

フリーランスライター 藤木 順平



夏の怪談話ではないが、ここのところ「ぞっと」する話題がネットニュースなどで流れている。AI（アーティフィシャル・インテリジェンス＝人工知能）に関するものだ（Aは「オートマチック」ではない！筆者、勘違い…）。

AIが“一人歩き”をして、自らがさらに高次元のAIを生み出す。こうなると人間には手が付けられなくなるというものだ。例えば、数年前まで、囲碁・将棋ではAIより人間の方が強いとされていた。その後、程なくして、それぞれの名人、上手がAIに敗北。いまでは、勝負の形勢判断をAIがしている。もう、AIは人間を相手にしない。

いまコンピューターを通じて会話する「AIチャット」というのがはやっている。何か聞きたいことを送ると、数秒で答えが返ってくる。小説などもそれらしく書いてくるという。

筆者も試しに、「季節のコラムを書いてくれ」と送ったら、歳時記の寄せ集めみたいなのがあったので、「もっと人間くさいのは…」と再度、送信。「私は人間ではないので、そのような感情はありません」ときた。勝った！と思った。最後に「ありがとう」と送ったら「どういたしまして。楽しかったです。さようなら」って。お前の方がよほど人間らしいや！

筆者紹介

藤木 順平（ふじき・じゅんぺい＝本名・藤田 順一）

フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK「てんぷく笑芸場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラクイズ」のクイズ作家として5年間、番組に加わる。芝居・漫才の台本、コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探究」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで㈱エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

パズル・四字熟語

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。

すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。なんだかわかりますか？

①

②形定規

離合集②

五里②中

地産地②

②

月下②人

社交②令

眉目秀②

一言一②

作者紹介

株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

解答は16ページ

卵の賞味期限は「生で食べられる期限」

食品ロス問題ジャーナリスト 井出 留美

ある料理研究家の方が、「冷蔵庫の中で賞味期限が迫った卵は、まとめてゆでて保存しておけばいい」と話していました。生のままよりも火を通した方が日持ちしそうな気がしますよね。でも、卵の場合は、ゆでると生卵より食べられる期限が短くなってしまいます。卵の白身(卵白)には、リゾチームという酵素が含まれています。この酵素は菌を溶かす役目を果たすのですが、ゆでてしまうと、この働きが失われてしまうからなのです。

卵の賞味期限、過ぎたら捨てますか？市販されている卵の賞味期限は「生で食べられる期限」です。一般社団法人日本卵業協会は公式サイトでそのことを説明しており、市販の卵の賞味期限は25℃で保管された場合に生で食べることができる「2週間」に設定されています。10℃以下で保管した場合には、理論的には産卵から57日間は生で食べることができるとされており、温度の管理が徹底できれば、卵で懸念されるサルモネラ菌による食中毒も増えることはありません。とはいえ、産卵から食卓まで、徹底して温度管理するのは非常に難しいので「10℃以下の冷蔵庫で保管したから57日間は生食OK」などと安易に思わない方がよいそうです。

「卵博士」と呼ばれる八田一(はった・はじめ)先生にも伺ってみました。卵の賞味期限は、サルモネラ菌の一種が中に入ってしまった「菌入り卵」を基準に決められているそうです。その「菌入り卵」が発生する確率は、3万個に1個、10万個に2～3個と、非常に低いのですが、外から見ても見分けがつかないため、仮に菌が入っていたとしても安心して「生」で食べられる期限として設定されているとのこと。その期間は、採卵日から2～3週間です。採卵してからパックするまでを1週間とすると、残りが2週間というわけです。たとえ賞味期限が切れていたとしても、加熱調理して目玉焼きやゆで卵にすれば食べられます。市販の卵パックの表示を見てみると、「賞味期限が過ぎたら加熱調理してお早めにお召し上がりください」などと書いてあるはずですが。サルモネラ菌は、75℃で1分以上加熱すれば死滅するので、しっかりと加熱調理して食べきましょう。

気をつけなければならないのは、卵にひびが入っている場合です。たとえ賞味期限内でも雑菌が入り込んでいる場合があるので、生ではなく、しっかりと加熱して食べる必要があります。八田先生によれば、賞味期限が過ぎてから何日ぐらい大丈夫かというのは、卵の殻の表面のひびがどの程度かによって違うようで、ひびのない卵であれば、冷蔵庫で保管しておけば賞味期限を越えても加熱調理すれば3か月は大丈夫だということです。

厚生労働省の食中毒のデータを確認してみると、2021年度に関しては、卵関連の食中毒件数はゼロでした。2020年度は2件です。卵を取り巻くさまざまな人の努力で、ここまで安全になってきたのですね。

卵の価格は高騰しています。2023年1月は、前年同月比で2倍近く上がっています。かつて卵はお歳暮として活用されたほど大切に扱われてきました。ニワトリは24時間以上かけて1個の卵を産みます。最後まで大切に食べましょう。

筆者紹介

井出留美(いで・るみ)

奈良女子大学食物学科卒、博士(栄養学/女子栄養大学大学院)、修士(農学/東京大学大学院農学生命科学研究科)。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

税に強い経営者が 次世代を支える!

法人会って、
どんな団体？



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

会員企業は
70万社超!

法人会キャラクター
けんた君



法人会とは？

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 



パズル・四字熟語の答え

この「礎」は再生紙を使用しています。

【答え】①…雲散霧消 ②…美辞麗句